

【医療保険】訪問看護重要事項説明書

訪問看護のご利用者様（以下「利用者」とします）が、サービスを選択する上で必要な重要事項を次のとおり説明いたします。利用者のご家族様（以下「家族」とします）もご確認ください。

1. 事業者概要

事業者名称	医療法人 尚賢会
代表者名	理事長 池邊 弥夏
所在地	高知県高知市大津乙 2705-1
設立年月日	2014年10月1日
電話番号	電話：088-878-3377 FAX：088-878-3322

2. 事業所概要

事業所名	訪問看護ステーションたかす
指定番号	高知県指定 第3960190456号
所在地	高知県高知市大津乙2705-1 高知高須病院内5階
電話番号	電話：088-878-3021 FAX：088-878-3022
職員体制	管理者（看護師）1名（常勤） 訪問看護師3名以上（常勤）※日勤帯3名以上 24時間オンコール体制
営業日 営業時間	月曜日～金曜日（祝日、12月31日～1月3日を除く）但し状況に応じてこの限りではない 営業時間8：30～17：30
営業地域	高知市・南国市・香美市・香南市 *その他の地域の方はご相談に応じます

3. 訪問看護サービス提供内容

- ・利用者の自宅へ看護師が訪問して、医師の指示書に基づいた看護を行います。

4. 利用料

- ・利用者は、訪問看護ステーションたかす料金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料および、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。

○利用料金の支払い方法

- ・利用料は1か月単位とし、前月分の請求書を10日以降にお渡しします。訪問時に集金し、領収書を発行致します。領収書は原則、再発行はいたしません。その他の支払い方法についてはご相談をお受けします。

※訪問看護の利用中止については、前日迄にご連絡下さい。

5. 緊急時の対応方法

体調の急変等が生じた場合は、主治医、救急機関、ご家族、居宅介護支援事業者等へ連絡します。

訪問看護の提供にあたり事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行うものとします。

6. 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知りえた利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

7. 高齢者虐待防止

本事業者は、利用者等の人権擁護・虐待防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 研修を通じて、職員の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。

(2) 職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

8. 苦情申し立て窓口

訪問看護ステーションたかす 担当/管理者：桑原 弘子	住所：高知市大津乙 2 7 0 5 - 1 高知高須病院内 5 階 電話：0 8 8 - 8 7 8 - 3 0 2 1 受付時間：平日 8:30～17:30
高知県国民健康保険 団体連合会（国保連） 介護保険課苦情相談係	住所：高知市丸の内 2 - 6 - 5 電話：① 0 8 8 - 8 2 0 - 8 4 0 0 ② 0 8 8 - 8 2 0 - 8 4 1 1 受付時間：平日 午前 9:00～12:00 午後 13:00～14:00 ※ 土日祝日・年末年始除く

R5. 1. 1 改定